

第4号議案説明資料

定款並びに定款附属書総代選挙規程変更理由書（案）

定款並びに定款附属書総代選挙規程の一部について、以下の理由により、所要の変更を行うものです。

(1) 定款

① 役員欠格事由にかかる変更

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、成年被後見人等であることを特定の資格・職種・業務等における欠格者とする条項を設けている法制度について、心身の故障等の状況につき個別・実質的に照らして各業務等に必要な能力の有無を判断する規定へと適正化することとされたことを受け、農協法および同施行規則が改正されたことに伴い所要の変更を行う。

② 農地利用集積円滑化事業の廃止にかかる変更

「農地中間管理事業の促進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、農業経営基盤強化促進法が一部改正され、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業へ統合一体化されたことに伴い所要の変更を行う。

③ 滋賀県信用農業協同組合連合会等への預入れに関する仕組みの変更

前年のJAバンク基本方針の変更を踏まえ滋賀県信用農業協同組合連合会等への預入れに関する仕組みが、従前の余裕金基準から貯金基準に変更されたことに伴い所要の変更を行う。

(2) 定款附属書総代選挙規程

総代の被選挙権を有しない者に関して、定款と同様に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、成年被後見人等であることを特定の資格・職種・業務等における欠格者とする条項を設けている法制度について、心身の故障等の状況につき個別・実質的に照らして各業務等に必要な能力の有無を判断する規定へと適正化することとされたことを受け、農協法および同施行規則が改正されたことに伴い所要の変更を行う。

定款新旧対照表（案）

新	条	文	現	行	条	文
第1章	(略)		第1章	(略)		
第2章	事業		第2章	事業		
第7条～第8条	(略)		第7条～第8条	(略)		
(事業規程等)			(事業規程等)			
第9条	(略)		第9条	(略)		
			<u>2</u>	<u>第7条第1項第7号の事業のうち農地利用集積円滑化事業（農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。）の実施に当たっては、農地利用集積円滑化事業規程の定めるところによるものとする。</u>		
<u>2～6</u>	(略)		<u>3～7</u>	(略)		

新 条 文	現 行 条 文
第 10 条 (略)	第 10 条 (略)
第 3 章～第 4 章 (略)	第 3 章～第 4 章 (略)
第 5 章 役職員	第 5 章 役職員
第 27 条 (略)	第 27 条 (略)
(役員欠格事由)	(役員欠格事由)
第 28 条 次に掲げる者は、役員となることができない。	第 28 条 次に掲げる者は、役員となることができない。
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
(3) <u>精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u>	(3) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</u>
(4)～(7) (略)	(4)～(7) (略)
第 29 条～第 33 条 (略)	第 29 条～第 33 条 (略)
(役員責任)	(役員責任)
第 34 条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営受託規程、特定農地貸付規程及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。	第 34 条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、 <u>農地利用集積円滑化事業規程</u> 、農業経営受託規程、特定農地貸付規程及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
2～7 (略)	2～7 (略)
第 35 条～第 36 条 (略)	第 35 条～第 36 条 (略)
第 6 章 (略)	第 6 章 (略)
第 7 章 総会	第 7 章 総会
第 43 条～第 44 条 (略)	第 43 条～第 44 条 (略)
(総会の決議事項)	(総会の決議事項)
第 45 条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。	第 45 条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営受託規程及び特定農地貸付規程の設定、変更及び廃止	(2) 規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、 <u>農地利用集積円滑化事業規程</u> 、農業経営受託規程及び特定農地貸付規程の設定、変更及び廃止
(3)～(19) (略)	(3)～(19) (略)
2～8 (略)	2～8 (略)
第 46 条～第 55 条 (略)	第 46 条～第 55 条 (略)
第 8 章～第 9 章 (略)	第 8 章～第 9 章 (略)
第 10 章 会計	第 10 章 会計
第 64 条～第 65 条 (略)	第 64 条～第 65 条 (略)
(余裕金の運用)	(余裕金の運用)
第 66 条 (略)	第 66 条 (略)

新 条 文	現 行 条 文
2～3 (略)	2～3 (略)
4 この組合が第1項第1号の規定により滋賀県信用農業協同組合連合会又は農林中央金庫への預け金に運用する総額は、この組合の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の2分の1を下ってはならない。	4 この組合が第1項第1号の規定により滋賀県信用農業協同組合連合会又は農林中央金庫への預け金に運用する <u>余裕金</u> の総額は、この組合の <u>余裕金総額</u> の3分の2を下ってはならない。
5 (略)	5 (略)
第67条～第74条 (略)	第67条～第74条 (略)
第11章 (略)	第11章 (略)
附則(令和 年 月 日)	
1 この定款の変更は、行政庁の認可書が到達した日(令和 年 月 日)から効力を生ずる。	
2 第1項の規定に関わらず、 <u>現行の農地利用集積田滑化事業規程に基づく「農地売買等事業」として買い入れた農地については売り渡すまでの間、借り受けた農地で現に貸し付けているものについては契約期間満了までの間は、なお従前の例による。</u>	

定款附属書総代選挙規程新旧対照表(案)

新 条 文	現 行 条 文
(被選挙権を有しない者)	(被選挙権を有しない者)
第1条 次に掲げる者は、被選挙権を有しない。	第1条 次に掲げる者は、被選挙権を有しない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u>	(2) <u>成年被後见人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</u>
(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)
第2条～第25条 (略)	第2条～第25条 (略)
附則(令和 年 月 日)	
<u>この定款附属書総代選挙規程の変更は、行政庁の認可書が到達した日(令和 年 月 日)から効力を生ずる。</u>	

附帯決議

定款並びに定款附属書総代選挙規程の一部変更につき、認可申請の際の行政庁の指示による字句等の修正は、理事会に一任することについて承認をお願いするものです。